

○神戸空港の着陸料等算定の特例を定める達

(平成30年2月21日 達第25号)

神戸空港供用規程（以下「規程」という。）第15条第4項に規定する神戸空港の着陸料等算定の特例を次のとおり定める。

I 着陸料の暫定措置

他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送の用に供される航空機に係る着陸料については、当分の間、規程第15条第2項の規定に関わらず、同規程により算出して得た金額に $\frac{2}{3}$ を乗じて得た金額とする。この場合において、着陸料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

II 着陸料の減額

神戸空港（以下「空港」という。）と空港法(昭和31年法律第80号)第4条第1項第2号に規定する東京国際空港との路線を除く路線において、定期運送事業者が、他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物の運送を行う航空機を空港に着陸させる場合(規程第15条第2項第1号ウ及びエに掲げる場合を除く。) 路線ごとに、1日の最初に着陸する航空機に係る着陸料について、その $\frac{1}{4}$ を乗じて得た金額を減額

III 停留料の減額

定期運送事業者が運航する航空機で、空港に着陸した後引き続き停留を行い、当該着陸した日の翌日に空港を離陸する場合、停留料に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た金額を減額

附 則

この達は、平成30年4月1日から施行する。